**定期報告（ウルグアイ内政・外交：２０１５年６月）**

１　内政

* 1. バスケス政権発足後１００日

３月１日にバスケス政権が発足してから１００日が経過したことを受け，当地主要各紙はバスケス政権のこれまでの歩みと今後の展望を論評しているところ，概要は次の通り。

ア　７日付「ラ・レプブリカ」紙

　　（ア）６月８日，バスケス大統領は就任後１００日を迎える。野党との対話及び勢

　　　　　力均衡，中心的な政策課題に関する明確なビジョンという一期目の大統領

　　　　　時代を特徴づける同大統領のリーダーシップが今期も維持されていることに

　　　　　疑問の余地はない。バスケス大統領の登録商標とも呼ぶべき秩序，指導

　　　　　性，運営能力は既に際立ってきているが，政権はこの１００日間，各分野を

　　　　　機能させるべく細部の調整に時間の大部分を費やさざるを得なかった。

　　（イ）一般的に，新しい政権が発足して最初の１００日間，政府は野党と所謂「蜜

　　　　　月関係」にあり，最も緊急性の高い事案に取り組むものであるが，国会委員

　　　　　会における政治的波乱に鑑みると，バスケス政権の１００日間における与野

　　　　　党関係は十全に調和的とは言えないものであった。この間，複数の閣僚が

　　　　　野党の要請により国会委員会に召喚されている。例えば，国家開発基金（Ｆ

　　　　　ＯＮＤＥＳ）創設法案につきアストリ経済財務相，コッセ工業エネルギー鉱業

　　　　　相，ガルシア予算企画庁長官が，又水質汚染につきデ・レオン住宅土地整

　　　　　備環境相及びウイドブロ国防相が各々委会に出席し説明を行っている。複

　　　　　数の閣僚の国会召喚は，政府が未だ５カ年予算計画法案の策定を了して

　　　　　いない段階で行われた。政府は，２０１６年より執行となる５カ年予算計画法

　　　　　案の策定という大きな仕事を抱えているが，同法案の議会審議が始まれ

　　　　　ば，与野党関係は再度とげとげしいものとなるであろう。

イ　７日付「エル・パイス」紙

　　（ア）タバレ・バスケス博士が再度大統領として表舞台に登場してからの１００日

　　　　　間で，前任の「世界で最も貧しい大統領」ホセ・ムヒカ上院議員との差異は，

　　　　　知られているよりもより際立った。この間バスケス大統領は，国家の歳出に

　　　　　メスを入れ，大規模鉄鉱山及び深水港開発を凍結し，大麻問題には口を噤

　　　　　んだ。タバコ及びアルコール規制，弱者ケア等，健全な社会づくりを優先す

　　　　　る政権運営は，同大統領の統治スタイルに組み込まれたＤＮＡと言えよう。

　　（イ）歴史が教えるところによれば，ウルグアイでは，内務，国防，経済，外交の４

　　　　　大臣ポストの指名は大統領の専決事項であり取引材料にならない。右に関

　　　　　しバスケス政権は，濃淡の差はあれ，一期目の政権時代（２００５～２０１０

　　　　　年）を含めこれまでの歴史を踏襲していると言えよう。

　　（ウ）内務ポストには，前政権から引き続きボノミ内相が留任した。バスケス大統

　　　　　領は，同内相への国民からの支持は低かったにも関わらず昨年１０月の選

　　　　　挙に先立って内相留任を宣言し，実行した。

　　（エ）国防ポストには前政権から引き続きウイドブロ国防相が留任した。バスケス

　　　　　大統領は，一期目の政権時代同様，左派の社会運動組織と軍部の最強硬

　　　　　派との折合いをつけバランスを取る戦略を再度採用した。すなわち文民・軍

　　　　　部独裁体制時代の行方不明者に関する真相究明委員会の設置を命じる一

　　　　　方で，（ＦＡ左派でありながら）軍人と同じ「沈黙の掟」を有する人物に再び軍

　　　　　のトップを務めさせたのである。

　　（オ）経済財務相のポストは再びアストリ前副大統領の手に握られたが，左派政

　　　　　権１０年間の歴史で初めて，経済財務省，予算企画庁（ＯＰＰ），中央銀行，

　　　　　共和国銀行のトップが横並びの連合を形成し，前政権で生じたような経済

　　　　　指導層同士の緊張を緩和しようとしている点が重要である。現在までのとこ

　　　　　ろ，公共支出のより厳格な管理，国家開発基金（ＦＯＮＤＥＳ）のより効率的

　　　　　な運営，県知事との協働，公営企業体の支出減，より慎重な財政，国家競

　　　　　争力機構の創設，個人所得税（ＩＲＰＦ）制度改革にあたり経済指導層に分

　　　　　裂は見られない。いずれにせよ経済政策に関しバスケス政権は中道路線を

　　　　　歩んでおり，企業に歩み寄 りラディカル左派とは距離を置く中道左派の立

　　　　　場を堅持している。

　　（カ）これまでと異なるのは外務省の状況である。ニン・ノボア外相は就任以来，

　　　　　外交のプロフェッショナル化を企図し，政治任用ポストの大部分を外務省プ

　　　　　ロパーで置き換えた。又同外相は，「ウルグアイは人権よりも政治を優先す

　　　　　る誘惑に駆られてはならない」と前政権の外交姿勢を批判し，ベネズエラに

　　　　　おける民主主義の状況に憂慮の意を表した。前政権の大臣たちからの批判

　　　　　を受けつつ，ニン・ノボア外相はアストリ経済財務相とともにＴｉＳＡ（新サービ

　　　　　ス貿易協定）へのウルグアイの参加を擁護し，加盟国全体の同調を得ずと

　　　　　もメルコスール・ＥＵ自由貿易協定を実現しようと試みている。バスケス大統

　　　　　領の外交姿勢はアルゼンチンよりも遙かにブラジルに親和的である。フェル

　　　　　ナンデス亜大統領はバスケス大統領の就任式にすら出席しなかった。現在

　　　　　までに実現した同大統領の外遊はブラジルとパナマ（米州サミット）の二回

　　　　　である。

　　（キ）一期目の大統領時代と同様，メディアに対するバスケス大統領の姿勢は素

　　　　　っ気なく散発的であるが，右姿勢は，メディアでの過剰露出によるイメージ

　　　　　低下を防ぐべく慎重に選択されたコミュニケーション戦略である。対メディア

　　　　　で第一線に立つのは閣僚であり，最後の一言が必要になるまでは大統領

　　　　　は背後に控えている。この３カ月間におけるバスケス大統領のテレビ出演

　　　　　総時間は２１４分であったが，ムヒカ前大統領の場合は４１２分であった。前

　　　　　大統領と違いバスケス大統領はラジオ出演しない。前大統領が，物議を醸

　　　　　そうとも自身が真実と考えればそのまま発言したのに対し，バスケス大統領

　　　　　は言行を一致させるべく発言を制限し，意見を述べるためでなく自身が下し

　　　　　た決定を説明するために口を開く。バスケス大統領のコミュニケーション戦

　　　　　略は未だ全容を現していない。昨年の選挙キャンペーンで同大統領は，最

　　　　　初はか細い声で聴く者を疲労させるような話し方をし，後にエネルギッシュ

　　　　　で切迫した印象を与える話し方に切り替える戦略を取ったが，恐らく今後は

　　　　　後者の側面が強まるであろう。

ウ　８日付「エル・オブセルバドール」紙

　　（ア）バスケス政権は，迅速な政策実行力により前ムヒカ政権との違いを際立た

　　　　　せるべく出発した。しかし，政権発足後最初の１００日間，バスケス大統領は

　　　　　いくつかの頭痛の種を抱えることとなった。

　　（イ）バスケス大統領は，一期目の大統領時代（２００５～２０１０年），政権発足か

　　　　　ら二カ月足らずのうちに緊急社会保障計画の実施，政・労・使三者賃金審

　　　　 議会の設置，軍政時代行方不明者の遺体発掘調査，反タバコ政策の策定，

　　　　 最低賃金の引き上げを達成した。しかし二期目の大統領就任以来，政府が

議会に送付した９つの法案のうち，上下両院で可決されたのは現時点で２つ

のみである。議会審議の遅さに苛立つバスケス大統領に対しセンディック副

大統領は，政府が送付した法案のいくつかに誤りがあり修正に時間を要して

いると説明した。誤りが見つかったのは包括的弱者ケア制度（ＳＮＩＣ）創設法

案及び税制改革法案の二つであった。

　　（ウ）文民・軍部独裁体制期における行方不明者問題につきバスケス大統領は，

国外も含め１９６８年時点まで遡って調査を行う真相究明委員会を設置する

政令を公布した。しかしながら，ＦＡと社会運動団体が現在の軍部に汚名を

着せていると発言したウイドブロ国防相が同政令の評判を傷つけた。現在，

同国防相の罷免を求める声が上がっている。

　　（エ）バスケス大統領の苛立ちは，閣僚同士の不和により更に増すこととなった。

『ブスケダ』紙の報道によれば，経済財務省での会合において，ムロ労働社

会保障相とマソレル経済財務省マクロ経済・財務局長とが政・労・使三者賃

金審議会を巡り対立，ムロ大臣がマソレル局長に対し「決着は建物の外でつ

けようじゃないか」 と発言するに至ってアストリ経済財務相は会合を中止せ

ざるをえなくなった。同紙によれば，ムロ大臣はガルシア予算企画庁（ＯＰＰ）

長官とも対立している。加えて，国家開発基金（ＦＯＮＤＥＳ）に係る制度改革

及びＴｉＳＡ（新サービス貿易協定）への参加につきバスケス大統領は，全国

労働総同盟（ＰＩＴ－ＣＮＴ）及びＦＡの複数の派閥から問題視されている。閣

僚間に不和，すれ違いが生じていることが人々に広く知られるようになったた

め，バスケス大統領は，これまで二度，閣議の場にて大臣達に注意を促さざ

るを得なくなった。今や政府の方向性に再度道筋をつけるべき時であろう。

　　（オ）現在までにバスケス大統領が最も進展させた分野は外交であろう。ウルグ

アイ・ブラジル首脳会談でルセーフ大統領は，メルコスール・ＥＵ自由貿易

協定の本年中の締結を模索することに合意した。又バスケス大統領はマド

ゥーロ・ベネズエラ大統領と一線を画したことで野党からの称賛を得た。

　　（カ）また法律分野では，個人所得税（ＩＲＰＦ）に係る税制改革法案の可決公布が

挙げられる。アストリ経済財務相によれば今次税制改革により１３万３千人

の労働者に対する減税がなされ，６万５千人が課税対象外となった。

　　　　　　　 （キ）更に金融分野では，格付け会社スタンダード＆プアーズがウルグアイの

国債格付けがＢＢＢ－からＢＢＢに引き上げられ，同国債の見通しは安定的

と評価された。

　　（２）　世論調査

ア　バスケス政権への評価に関する世論調査

　　　１０日，当地主要世論調査機関であるEquipos社が，バスケス政権への評価に

　　関する世論調査結果を公表した。５月３０日から６月５日の間，全国の有権者男

　　女４００名を対象に携帯電話にて行われた調査では，「あなたはバスケス政権の

　　政策を支持しますか」との質問に対して次の通り回答が得られた。

　　　支持する：５２％

　　　支持しない：１４％

　　　支持・不支持どちらでもない：２４％

　　　未回答：１０％

　　　Equipos社は調査結果に関し，バスケス政権は発足から３カ月が経過した時点

　　で幅広い有権者の支持を得ており，政権支持・不支持の配分傾向は極めて安定

　　していると評価している。またEuipos社は，今次調査結果を，他国において同時

　　期に行われた政治指導者への評価に関する各種世論調査結果と比較して，バ

　　スケス大統領は高い支持を得ている南米の政治指導者のうちの一人であると評

　　価している。Equipos社によれば南米諸国の政治指導者でバスケス大統領を上

　　回る支持を得ているのはモラレス・ボリビア大統領（７０％）のみであり，コレア・エ

　　クアドル大統領（５４％）はバスケス大統領とほぼ同水準にある。

　　　更にEquipos社は，支持率５２％という数字は，バスケス政権一期目の同時期

　　における支持率（２００５年５月末で６５％）及び前ムヒカ政権が同時期に得てい

　　た支持率（２０１０年５月末で６６％）よりも低い数字であるが，これはバスケス大

　　統領が既に一度政権を担っているため，有権者との「蜜月関係」が以前よりも弱

　　くなっていることに起因すると指摘している。

イ バスケス政権の主要政策課題に関する世論調査

　　１０日付でEquipos社は，バスケス政権の主要政策課題のうち，包括的弱者ケア

　　制度（ＳＮＩＣ）及びアルコール消費規制の二つに関する世論調査結果を公表し

　　た。

　　　同調査の結果，調査対象者の６１％がＳＮＩＣにつき聞いたことがないと回答

　　し，２３％が聞いたことはあるが政策の中身については漠然としたイメージしか持

　　たないことが分かった。政策の明確なイメージを持っている有権者は全体の１

　　２％にしか過ぎなかった。しかしながら，ＳＮＩＣ創設については賛成３６％，反対

　　２％と，好意的な意見が多くを占めた。

　　　又同調査の結果，アルコール消費規制へ向けた政府の取り組みに８４％が賛

　　成し，有権者の極めて幅広い支持を得ていることが分かった（反対７％，賛成・反

　　対いずれでもない５％，未回答４％）。Equipos社は，性，年齢，イデオロギー，社

　　会経済水準，政党支持の別を問わず，ウルグアイ社会の全てのセクターがアル

　　コール消費の規制強化に賛同しており，アルコール消費規制政策への有権者の

　　極めて高い支持は，第一次バスケス政権が取り組んだ反タバコ政策への国民の

　　支持振りと似通っていると指摘している。

* 1. 労働関係

ア　２９日，大統領府は，次回政・労・使三者賃金審議会（Consejo de salarios）にお

　　ける賃金交渉に関し，政府側が提案する賃上げ率を決定したとしてプレスリリー

　　スを発出した。次回賃金審議会において賃金交渉の対象となるのは，本年６月３

　　０日に労働協約の期限切れを迎える民間セクターの２０部門である。現時点で有

　　効な全労働協約の２５．８％が審議される。

イ　２９日，アストリ経済財務相及びムロ労働社会保障相は，閣議出席の後記者会

　　見し，次回賃金審議会における賃金交渉にて政府側が提案する賃上げ率が決

　　定されたと発表した。アストリ経済財務相は，本年労働協約の期限が切れる部

　　門に対し政府側として，３年間，毎年の賃上げを含む協約を新たに結ぶよう提案

　　すると述べた。

ウ　また同経済財務相は，次回審議会にて賃金交渉の対象となる部門を，各々の

　　成長率に基づき三つにカテゴリ化し，それぞれに対して別個の賃上げ率を提案

　　すると述べた。

　　　第一のカテゴリは，国の助成金を受けている，従業員に失業リスクがある，失

　　業保険の給付を受けている等最も困難な状況にある部門であり，乳業，自動車

　　産業，建設業，織物業，金属業，稲作業等が含まれる。右部門に対しては，１年

　　目８％，２年目６．５％，３年目６％の賃上げが行われる。

　　　第二のカテゴリは，年０％以上４％未満成長している部門であり，小売業等が

　　含まれる。右部門に対しては，１年目８．５％，２年目７．５％，３年目７％の賃上

　　げが行われる。

　　　第三のカテゴリは，年４％以上成長している最も活発な部門であり，木材パル

　　プ加工業，食肉冷凍加工業，飲料水業，ロジスティック，ソフトウェア等が含まれ

　　る。右部門に対しては，１年目１０％，２年目９％，３年目８％の賃上げが行わ

　　れる。

エ　更に同経済財務相は，本年１月に月額１０，０００ペソと定められた最低賃金を

　　僅かに上回る給与しか得ていないグループに対しては，第一のカテゴリで示され

　　る賃上げ率を適用し，これに更に上乗せした賃上げを行うことを提案すると述べ

　　た。

　　　月額１０，０００～１２，０００ペソの給与グループに対しては，１年目１１．５％，２

　　年目１０％，３年目９．５％の賃上げを行う（それぞれ３．５％ずつの上乗せ）。

　　　月額１２，０００～１４，０００ペソの給与グループに対しては，１年目１０．５％，２

　　年目９％，３年目８．５％の賃上げを行う（それぞれ２．５％ずつの上乗せ）

オ　本年中に交渉が妥結し政府側提案が受け入れられれば，２０１６年１月より当国

　　の最低賃金は１１，１５０ペソとなる見込みである。

カ　加えて同経済財務相は，政府側提案の協約には，新規協約の発効後にインフ

　　レ率が１２％を超えた場合，翌月より自動的に調整が行われ，上昇率に応じた補

　　償がなされる旨を規定した条項（Cláusula gatillo）が盛り込まれていると述べた。

　　本年５月３１日時点でのインフレ率は８．４１％であるが，予測では２０１５年にお

　　ける平均インフレ率は８．３８％，２０１６年は７．９８％となる見込み。

キ　ムロ労働社会保障相は，交渉期間は９０日間であるが例外措置として期間延長

　　も想定しており，政府は全交渉過程に参加すると述べた。又交渉終了後の最終

　　決定は賃金審議会設置法及びILO１３１号条約に則って投票により行われると述

　　べた。

ク　政府側の賃上げ率提案に関しホセ・ロレンソ・ロペス全国労働総同盟

　　（PIT-CNT）副委員長は「エル・オブセルバドール」紙に対し，政府提案は全く不

　　十分であり，いかに他の方法で粉飾しようともこれまでの物価スライド制（インフ

　　レ率を上回る賃上げ方式）から逸脱する（desindexación）ものであると述べた。

２　外交

　　（１）要人往来

　　　　　ア　センディック副大統領の第２回ＣＥＬＡＣ・ＥＵサミット出席

　　　１０～１１日，センディック副大統領がベルギー・ブリュッセルを訪問し，欧州連

　合本部にて開催された第２回ＣＥＬＡＣ・ＥＵサミットに出席した。

　　　１０日の首脳会合における演説でセンディック副大統領は，アメリカと欧州が共

　有する記憶と歴史に言及しつつ，メルコスール及びＣＥＬＡＣには，ＥＵとの協定を

　進展させるという巨大な責任が課せられていると述べた。

　　　同副大統領は，ラテンアメリカ・カリブには世界に提供できる豊富な食料・エネ

　ルギー資源があり，又最近の世界経済危機に直面してガバナンス能力を示し，投

　資の拡大と民主的手続きの強化を伴う経済的社会的発展を遂げ，２１世紀初頭と

　は全く異なる様相を呈するようになったと述べた。

　　　ウルグアイにおける食料・エネルギー資源につき同副大統領は，ウルグアイは 　トレーサビリティ等，農牧生産面で先進国市場の要求に対応したイノベーションを

　発展させており，又２１世紀以降は海域及び石油開発等の面でも進展を見せてき

　たが，右開発の目的は，天然資源を最も有効な方法により活用し，もって教育，経

　済，調査研究，イノベーション協力等生活の質を向上させることであると述べた。

　　メルコスール・ＥＵ自由貿易協定につき同副大統領は，同協定は将来におけるよ 　り大規模な両大陸間協定へ向けた兆候となり得，ウルグアイは同協定へ向け，協

　定締結のための具体的な計画作りに取り組むことを再度表明すると述べた。

　　イ　カルテス・パラグアイ大統領のウルグアイ公式訪問

　　　２５日，カルテス・パラグアイ大統領が当国を公式訪問し，バスケス大統領と首

　脳会談を行った。

　　　今次首脳会談では，両国公用車の燃料消費管理制度の実施に係る両国石油

　公社（ＡＮＣＡＰ及びＰＥＴＲＯＰＡＲ）間協力協定及びウルグアイ経済財務省及びパ

　ラグアイ財務省間での技術協力に関する協定が署名された。

　　　メルコスールにつき首脳会談では，７月にブラジリアで開催予定の次回共同市

　場審議会（ＣＭＣ)において「メルコスールの目的達成及び完全なる自由貿易地域

　化へむけた行動計画」の策定が決定されるよう取り組むことが再度確認された。

　同「行動計画」は，パラグアイがメルコスール議長国を務めていた時期（２００９年

　上半期）に策定が進められていたもの。同「行動計画」には，非関税障壁の撤廃及

　び域内貿易への損害となる加盟各国の措置の停止につき，最終期限を示したス

　ケジュールが盛り込まれる見込み。またメルコスール・ＥＵ自由貿易協定の締結へ

　向け積極的に取り組むことが再度確認され，メルコスール側オファーの策定を了

　するべく近く両国交渉担当者間での会合が行われることが表明された。

　　　港湾・水路につき会談では，河川は自由通行が原則であり，河川を通じた商品

　の自由な流通は地域統合の基礎として不可欠であると認められていることから，

　右原則の尊重及び有効性が再度確認された。カルテス大統領は，ウルグアイがモ

　ンテビデオ港及びヌエバ・パルミラ港を自由港に指定していることの重要性を指摘

　し，パラグアイに対し港湾サービスを提供していることに感謝の意を表した。両大

　統領はパラグアイ川・パラナ川水路の戦略的重要性及び水路に関する政府間委

　員会（ＣＩＨ）が果たす意義を指摘した。又両大統領は，ウルグアイの港を通過する

　パラグアイ産品が段階的かつ持続的に増加していることを指摘し，貿易の向上へ

　向けた戦略的同盟が重要であると述べた。更に両大統領は，両国通商の拡大と

　深化を目的とした具体的な取り組み，生産チェーンの相互補完及び国際市場にお

　ける両国の地位向上が必要であると述べた。

　　　二国間関係につき会談では，２０１５年２月にウルグアイ・パラグアイ高級レベ 　ルグループ（ＧＡＮ）会合が開催されたことに祝意が表された。又ＧＡＮサブグルー

　プの取り組みを引き続き強化する意思が示され，本年第２四半期に第二回ＧＡＮ

　会合を実施するよう両国外務省に指示が出された。

　　　エネルギー分野につき会談では，天然資源・戦略資源に関する主権の原則に

　基づいたエネルギー協力・統合に積極的に取り組むことが確認された。また，ウル

　グアイ・パラグアイ・エネルギー統合二国間委員会の設置に関するメモランダムの

　署名へ向けた交渉が始まったことに歓迎の意が表された。

　　　ウルグアイ・パラグアイ・ボリビア三国協力（ＵＲＵＰＡＢＯＬ）につき会談では，２

　０１４年にモンテビデオにてＵＲＵＰＡＢＯＬ会合が二度行われ三国協力が再活性

　化されたことに祝意が表された。また，エネルギー，運輸，物流サービス等の統合

　を強化すべく三国協力を引き続き深化させていくことが再度確認され，次回ＵＲＵＰ

　ＡＢＯＬ調整会合を本年第２四半期にパラグアイで開催するよう両国外務省に指示

　が出された。

　　（２）二国間関係

　　　　　ア　北朝鮮との外交関係再構築へ向けた動き

　　４日付「エル・パイス」紙によれば，５月２８日にPaek Tong-un・在ブラジル北朝鮮

　　大使館参事官がウルグアイを訪問し，ホルヘ・メロニ下院議員（与党拡大戦線（Ｆ

　　Ａ）の派閥ＭＰＰに所属。下院国際関係委員会副委員長。）と会談した。またPaek

　　参事官はモニカ・シャビエル・ＦＡ総裁と会談したほかウルグアイ外務省を訪問し

　　た。メロニ下院議員は「エル・パイス」紙に対し，「ウルグアイは政治体制及び指

　　導者の選出方法の違いに関わらず世界中の全ての国と外交関係を結ばなくて

　　はならない。」と述べ，北朝鮮と外交関係を再構築し，現在のウルグアイ・韓国関

　　係と同様の関係になることに賛成の意を表した。ウルグアイは文民・軍部独裁政

　　権期（１９７３年～１９８４年）に北朝鮮との外交関係を絶ち，現在に至っている。

　　　　　イ　　第二回コロンビア和平フォーラムの開催

　　　５～７日，モンテビデオにて第二回コロンビア和平フォーラムが開催された。セ

　　　ンディック副大統領はフォーラム閉会式に出席し大要次の通り挨拶した。

　　「コロンビアにおける紛争は極めてしばしば誤って理解されている。同紛争にお

　　　ける三つの誤解を解かなくてはならない。第一に，コロンビアにおける紛争はコ

　　　ロンビア人のみの問題であるという誤解である。同紛争はアメリカ大陸全体，人

　　　類全体にとっての問題であり，発展，正義，尊厳への道筋を造ろうとしてきたラ

　　　テンアメリカの人々一人一人の問題なのである。　同紛争は我々のアメリカ大

　　　陸の現状に鑑みて完全に時代遅れになっている。同紛争の背後にいる勢力は

　　　和平交渉の当事者双方を遙かに上回って強大である。よって，我々も力を結集

　　　しなくてはならない。第二に，コロンビアにおける和平は単に武力対立を終わら

　　　せることであるという誤解である。コロンビア和平とは単に武力紛争の終結に

留まらず，正義と尊厳の回復，民主主義の確立，教育，生産の発展，環境保

護，持続可能性，法の支配へと歩み寄る複雑な過程なのである。第三に，勇敢

さ及び忍耐という価値を対立と紛争と結びつけて想起してしまう過ちである。真

に勇敢さと忍耐が求められるのは，尊厳ある恒久的な和平プロセスを擁護する

時である。バスケス大統領が４月の米州首脳会議にてコロンビア紛争の速や

かな解決を要請し，ウルグアイからできる限りの支援を行う旨演説した通り，ウ

ルグアイ政府は，我々の兄弟国における和平に積極的に関与することを改め

て表明する。前へ進もう，大きな力で（Adelante y mucha fuerza）。」

　　　　　　ウ　　ＥＵとの三角協力分野でのメモランダム署名

　　　１０日，ＣＥＬＡＣ・ＥＵサミットに出席するためベルギー・ブリュッセルを訪問中の

　　　ニン・ノボア外相は，欧州連合本部にてネベン・ミミツァ・ＥＵ国際協力開発委員

　　　会委員長とともにウルグアイとＥＵの三角協力分野におけるメモランダムに署

　　　名した。同日付外務省プレスリリースによれば，今次メモランダム署名により，

　　　ウルグアイ，ＥＵ及び発展途上の第三国との三角協力，特にウルグアイが経験

と知識を有する分野での協力活動が促進されることとなる。同プレスリリース

は，今次メモランダムはＥＵが第三国と署名する最初のものであり，ウルグアイ

とのバイの関係の戦略的重要性を示すものであると述べている。

エ ベネズエラ情勢に関する下院決議

１６日，下院にて「ベネズエラの人々への連帯を表明する宣言」が採択され

た。報道によれば賛成８６，反対１で採択され，反対票を投じたのはカルロス・

ペレス議員（Asamblea Popular）のみ。同日付議会プレスリリースによれば同

宣言の内容は次の通り。

　　　　・ウルグアイは，メルコスール，南米諸国連合（ＵＮＡＳＵＲ）及び米州機構（Ｏ

　　　　ＡＳ）が定める民主主義条項に反して民主主義を不安定化するいかなる試み

　　　　に対しても無関心でいることはないと最大級の明確さをもって表明する。

　　　　・同時に我々は，我々が属する国々の社会で発生する諸問題を解決するに

　　　　は，多元性を保障する対話と民主的規則の実行が不可欠であり必要であると

　　　　確信する。

　　　　・ベネズエラの人々及び議会に対し我々は，制度を強化する民主的過程に寄

　　　　り添うために適切な協力を行う決意であり，本年実施予定のベネズエラ国会

　　　　議員選挙を支援すべく，我々が有する最良の知識・経験を提供することに関

　　　　心を有する旨表明する。

　　　　・我々は内政不干渉の原則への確固たる支持を表明する。又，アメリカ大陸

　　　　の各国にとりメルコスール，ＵＮＡＳＵＲ及びＯＡＳが定める民主主義条項の遵

　　　　守が至上命令であることを確信する。

　　（３）メルコスール

　　　　　ア　ニン・ノボア外相と貿易担当欧州委員との会談

　１１日，ＣＥＬＡＣ・ＥＵサミット出席のためベルギー・ブリュッセルを訪問中のニン・ノ

ボア外相は，セシリア・マルムストローム貿易担当欧州委員と会談した。報道によ

れば他出席者はビエイラ・ブラジル外相，ロイサガ・パラグアイ外相，ビアンコ・ア

ルゼンチン外務次官）。今次会談はメルコスール・ＥＵ自由貿易協定交渉の現状

につき話し合うことを目的としたもの。同日付外務省プレスリリースによれば，会

談では，メルコスール・ＥＵ自由貿易協定の実現に向け，両地域が交渉に積極的

に取り組むことが再確認された。又今後の交渉の日程に関し，市場への相互アク

セスのためのオファー交換の時期につき話し合われた。オファー交換は２０１５年

第４四半期に行われる見込み。メルコスール加盟国外相及びマルムストローム委

員は，両地域が見込む時期にオファー交換が成功裡に行われるよう，各交渉担

当者に対し速やかに技術的な議論を再開するよう指示した。

　　　　　イ　メルコスール・ＥＵ自由貿易協定交渉に関する報道

　　　１８日付で当地週刊紙『ブスケダ』は，メルコスール・ＥＵ自由貿易協定交渉を巡

　　るウルグアイの動きを大要次の通り報じた。

　 　　（ア）メルコスール・ＥＵ自由貿易協定交渉に関し，ブラジル政府は，最後の段に

なって立場を変え加盟国全体でＥＵと交渉すると決定し，「異なる速度で」交

渉を進めることを提案していたウルグアイ政府を驚かせた。「異なる速度で」

の交渉はウルグアイが提案しブラジルが関心を寄せていたものであり，CEL

ＡＣ・ＥＵサミット開催前にブラジル大統領府から受け取っていたメッセージに

よりウルグアイ側には同交渉戦略につき楽観的なムードが漂っていた。

　　（イ）しかしながら，ウルグアイ外務省筋によればブラジルは最後の段になって

「異なる速度で」なく，これまでのアルゼンチン政府の主張通り交渉はメルコ

スール加盟４カ国全体で行うことを提案したのである。ブラジルの立場変更

により，２０１５年中にＥＵとの自由貿易協定は具体化するであろうとのウル

グアイの楽観は薄らいだ。

　　（ウ）バスケス大統領はＣＥＬＡＣ・ＥＵサミット開催前，「メルコスール加盟４カ国全

体が同時に交渉できればそれは歓迎すべきことであろうが，もし不可能であ

ればウルグアイは各々別個の方法により交渉することを提案する。我々は

既に交渉の準備ができており，今すぐ交渉を開始できる。対してアルゼンチ

ンがより多くの時間をかけることを提案するならば，亜は後から交渉すれば

良いのではないか。」と発言していた。

　 　　（エ）「異なる速度で」の交渉が日の目を見なかったことでウルグアイ外務省内に

は，アルゼンチンを交渉に加えることで，１０年以上にわたり殆ど進展を見な

い議論が再度停滞するであろうとの憂慮が広まっている。又貿易交渉に通じ

るある政府高官は，「アルゼンチン人が立場を変えない限り交渉を進展させ

ることは極めて困難であろう。」と述べた。

　　（４）米州機構（OAS）

　　　　　　１５～１６日，ニン・ノボア外相が第４５回米州機構（ＯＡＳ）臨時総会に出席した。今

　　　　　次総会は，ルイス・アルマグロ前外相がＯＡＳ事務総長に就任して以来最初の総会

　　　　　となる。

　　　　　　総会における演説でニン・ノボア外相は，アメリカ大陸が包摂や寛容といった主導

　　　　　的な原則に基づいた共通の道程を歩むことを合意事項とし，グローバル化した世界

　　　　　においてＯＡＳに要請されている大きな変革を促すことを望むと述べた。

　　　　　　又ニン・ノボア外相は，４月の第７回米州サミット開催以後米州は変化しており，同

　　　　　サミットがキューバのＯＡＳへの完全復帰へ向けた第一歩となったと述べ，ＯＡＳがそ

　　　　　の原則と基本目標から目を反らすことなく，現下の課題に対応できる能力を示すこと

　　　　　を望むと述べた。

　　　　　　更にニン・ノボア外相は，ＯＡＳがメルコスール，南米諸国連合（ＵＮＡＳＵＲ），中米

　　　　　統合機構（ＳＩＣＡ），カリブ共同体（ＣＡＲＩＣＯＭ），米州ボリバル同盟（ＡＬＢＡ）等の地

　　　　　域機関と積極的に協力していくことの意義を強調し，互いの比較優位を活用した相互

　　　　　補完的な関係を模索しなければならないと述べた。

　　　　　　最後にニン・ノボア外相は，ＯＡＳは機構の近代化と運営向上へ向けた取り組みが

　　　　　必要であり，アメリカ大陸における民主主義，法治国家，人権と個人の自由，主権の

　　　　　枠組み内における諸国民の総合的な発展，領土の一体性，及び紛争の平和的解決

　　　　　を擁護し促進する機関としてのＯＡＳを活気づけ強化すべく，ウルグアイは協力と助

　　　　　力を惜しまないと述べた。

　　（５）ラムサール条約締約国会議（COP12）

１日～９日にかけ，当国マルドナド県プンタ・デル・エステにて第１２回ラムサール条

　　　　　約締約国会議（ＣＯＰ１２）が開催された。日本からは外務省，農林水産省及び環境

　　　　　省から成る政府代表団が出席した。

　 ２日の開会式でニン・ノボア外相は，環境及び天然資源保全の重要性に関し，環境

　　　　　への配慮は政府の優先事項の一つであり，“Uruguay Natural”の標語の通りウルグ

　　　　　アイは環境保護に憲法による法的保障を与えており，また水へのアクセスを基本的

　　　　　人権と捉えていると述べた。

デ・レオン住宅土地整備環境相は，水に関わるウルグアイの地理的状況を述べ，民

　　　　　主化後のウルグアイにおける湿地保護政策への転換につき歴史的経緯を振り返っ

　　　　　た上で，ウルグアイの主産業である牧畜は湿地保護及び農業，工業，観光等の他産

　　　　　業と共存可能なものとしなければならないと述べた。また同相は，コメ生産の増大に

　　　　　よる東部の湿地帯破壊に関し，政府は湿地の回復を模索していると述べた。

大統領府によればウルグアイの国面積に占める湿地帯の割合は１２％であり（世界

　　　　　平均は６％），うち東部沼地（Bañados del Este）及び大西洋岸地帯，エステロス・デ・

　　　　　ファラポス国立公園及びウルグアイ川の島々，ロチャ湖の３カ所がラムサール条約の

　　　　　登録湿地に指定されている。

今次ＣＯＰ１２にて，２０１８年までの３年間，ラムサール常設委員会議長国をウルグ

　　　　　アイが務めることが決議された。次回締約国会議（ＣＯＰ１３）は２０１８年，アラブ首長

　　　　　国連邦のドバイにて開催される。

３　治安関係

　　（１）　フロリダ県において，２０１２年から強盗（緊縛強盗を含む）や強盗殺人事件など，過

去に例を見ない凶悪犯罪が発生しており，住民に大きな不安をもたらしている。同

県はモンテビデオ県から車で約１時間半，カネロネス県からは５０分の距離にあり，

防犯対策が不十分（防犯カメラ，居宅の施錠）なことから，犯罪グループがモンテビ

デオ県から同県に赴いて犯行に至るケースが確認されている。

　　（２）　１０日夕刻，イスラム国を信奉するグループ「ウィラヤット・シナ」が発射したミサイル

がシナイ半島の多国籍軍駐留基地至近に着弾した。ミサイルは多国籍軍に参加し

ているウルグアイ軍宿舎から１００メートル足らずの場所に着弾したがウルグアイ軍

兵士はみな無事であった。同グループはＳＮＳサイトのツイッター上で犯行を表明。

ウルグアイ等多国籍軍に参加する特定の国を狙ったものではないと見られている。

　　（３）　１１日，企業家が銃で襲われて誘拐され，未成年者やドミニカ人を含む犯人から２万

米ドルの身代金を要求される事件が発生した。事件が発生した第３地区（マルコー

ニ地区付近）では，警察が付近捜索のために接近すると投石が行われ，警察の捜

索を妨害する動きが始まった。被害者の日常行動に関する情報は，被害者が雇用

していた者を通じて犯人へ提供されていた。同事件はウルグアイにおける犯罪の質

の変化を物語っている。モンテビデオ県では最近３カ月で６名が同様の誘拐事件に

巻き込まれている。ウルグアイはドミニカ共和国から多数の移民を受け入れており，

また不法入国者も後を絶たない。同事件に見られるような，銃器を使用しての誘拐

という凶悪な犯罪は過去，ウルグアイでは存在しなかった。しかしこのような犯罪の

形態はドミニカ共和国では主流であり，犯行グループにドミニカ人が加わっているこ

とが判明したことにより，警察は犯罪が「輸入」されたと見ている。警察は同様の凶

悪犯罪を注視している。

４　その他

　　１１日，教育文化省文化遺産委員会本部にて，ホセ・ロペス・マス博士をコーディネータとする考古学調査チームが記者会見を行い，ラプラタ河流域における最初のヨーロッパ人居留地が特定されたと発表した。会見にはムニョス教育文化相，ソリアノ県知事，文化遺産委員会委員長が出席した。

　　ロペス・マス博士ら考古学調査チームは２０１１年にソリアノ県を流れるサンサルバドル川とウルグアイ川の合流地点付近の発掘調査を開始し，同年，合流地点から２キロメートルの場所で１６世紀のものと見られる陶器等を発見した。今次記者会見では，調査の結果同遺構はセバスティアン・カボート（１４８０～１５５７）が１５２７年に建設したナオス港（Puerto de Naos）であると発表された。調査チームによればナオス港には３０名の人間が２年半居住し，船の修復や周辺インディヘナ集団との戦闘に従事した。ロペス・マス博士は歴史文書に記載されるナオス港の場所が特定されたことにより，ヨーロッパ人によるラプラタ川の初期征服につき詳細に知ることができるようになりつつあると述べた。

　　ムニョス教育文化相は，「ウルグアイはその歴史の起源に出会った。ナオス港の遺構は我々の歴史の１ページとなるが，この遺構は未だ氷山の一角にしか過ぎない。考古学調査は今後も継続されることとなろう。」と述べた。

　　大統領府によれば同遺構一帯ではインディヘナ集団とヨーロッパ人両者の手になる陶器のほか，現在までに三つの埋葬地が発見されているが，同埋葬地がヨーロッパ人のものであるとは未だ断定されていない。同遺構一帯は紀元１，０００年頃にはインディオ集団の交易上の要衝であったと推定されている。

　　（了）